

文教委員会資料

陳情第144号 学校給食の無償化を求める陳情

資料 陳情第144号「学校給食の無償化を求める陳情」

令和8年3月12日
教育委員会事務局

学校給食費について

1 法令等の規定

学校給食費については、学校給食法等において、

- ✓ 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担
- ✓ 設置者が負担する経費以外の学校給食に要する経費を保護者の負担

とすることが規定されています。

○学校給食法（昭和29年法律第160号）

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

○学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

2 条例等の規定

本市における学校給食費については、川崎市学校給食費の管理に関する条例等により、食材料費のみ保護者が負担する経費と定めています。

○川崎市学校給食費の管理に関する条例（令和2年川崎市条例第25号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。
- （2）学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食に要する経費のうち規則で定めるものをいう。
- （3）学校給食費負担者 学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）をいう。

○川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和2年川崎市規則第40号）

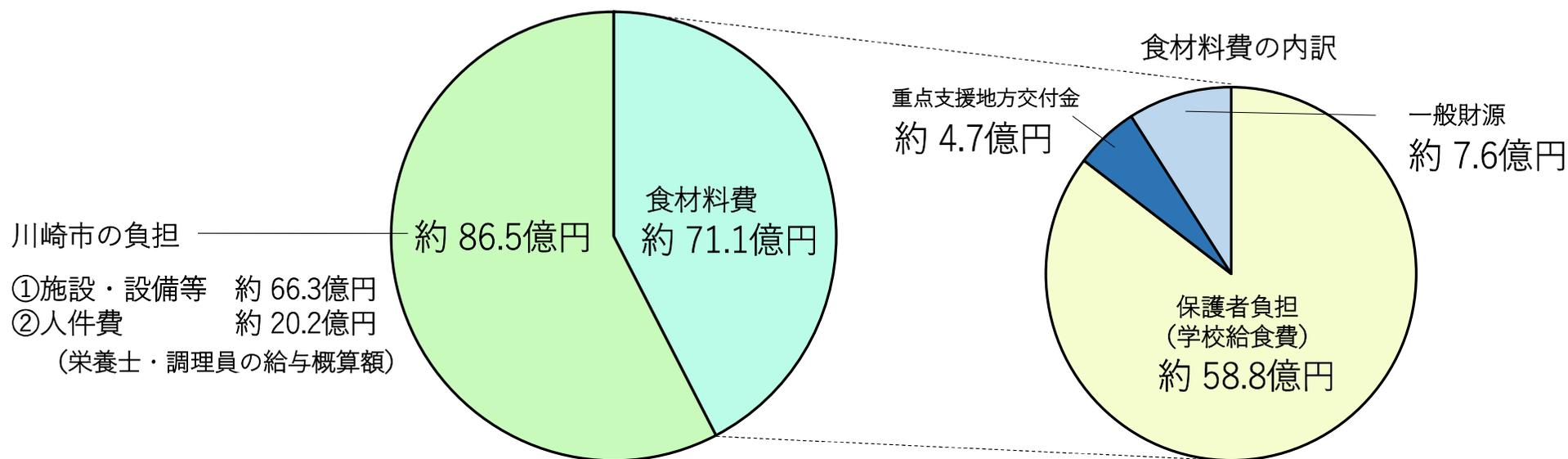
（保護者等が負担する経費）

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定めるものは、食材料費とする。

本市の学校給食に係る経費負担

本市の学校給食は、令和7年度の場合、予算ベースで全体で約157.6億円の経費が必要で、食材料費となる約71.1億円のうち、約58.8億円を保護者が負担し、不足分を国の「重点支援地方交付金」と一般財源により充当しています。

学校給食に係る経費
(令和7年度見込額 157.6億円)



国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」事業の概要

- 令和8年度から小学校と特別支援学校小学部を対象にスタートします。
- 子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」が創設され、交付基準額について国が1/2、都道府県が1/2(都道府県への交付税措置)を負担する形で措置されます。



【支援額】

給食実施校の在籍児童数 × 基準額 × 11か月

※ 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収することが可能とされています。

※ 交付金は、個人一人ひとりへの支援額ではなく、あくまで子育て支援に取り組む自治体への支援であり、自治体の規模に合わせた支援額を総額で示すために上記の算定方式が用いられます。

※ 従って、学校ごとの給食回数、一人ひとりの喫食回数、年度途中の在籍児童数の変動は考慮されません。

【基準額】

小学校	特別支援学校小学部
5,200円	6,200円

年間11か月分

小学校	特別支援学校小学部
57,200円	68,200円

本市における令和8年度の対応

【小学校】

- 「給食費負担軽減交付金」で不足する分が発生します。
- 不足分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収することが可能とされています。
- 一方で、令和8年度については、「重点支援地方交付金」の活用についても示唆されていることから、暫定的な措置として交付金を活用することで、不足分を保護者に転嫁することなく対応します。



※上記は、上限回数192回、給食を喫食した場合の金額なので、あくまでイメージ

【特別支援学校小学部】

- 国の「給食費負担軽減交付金」で、令和8年度の学校給食費以上の額が交付されるため、保護者負担はありません。

※余剰金額は精算段階で国へ返金することとなる

本市における令和8年度の対応

【中学校、特別支援学校幼稚部・中高等部】

- 令和8年度は給食費の改定により値上げしました。
- 令和7年度も給食費の改定がありましたが、国の交付金と一般財源を活用することで、保護者の負担額は令和6年度までの金額に据え置きとなっています。
- 令和8年度についても、国の「重点支援地方交付金」が示されたことから、引き続き保護者の負担額を据え置きます。

(中学校、特別支援学校中高等部)

令和7年度
1食376円

保護者負担
320円

臨時交付金
+一般財源
56円

令和8年度
1食397円

保護者負担
320円

臨時交付金
77円

(特別支援学校幼稚部)

令和7年度
1食211円

保護者負担
180円

臨時交付金
+一般財源
31円

令和8年度
1食223円

保護者負担
180円

臨時交付金
43円

令和8年度の保護者負担額

校種	学年	1食当たり単価			令和8年度 給食回数	月額	年額	
		平成30年※～令和6年 ※中学校は平成29年～	令和7年	令和8年				
小学校	全学年	1食単価	270円	317円	335円	187回 →192回	0円	0円
		保護者負担額	270円	270円	0円		(現行4,600円)	(現行50,490円)
中学校	1・2年生	1食単価	320円	376円	397円	165回 →180回	5,300円	57,600円
		保護者負担額	320円	320円	320円		(現行4,800円)	(現行52,800円)
	3年生	1食単価	320円	376円	397円	155回 →170回	5,000円	54,400円
		保護者負担額	320円	320円	320円		(現行4,600円)	(現行49,600円)
特別支援学校	幼稚部	1食単価	180円	211円	223円	183回	3,000円	32,940円
		保護者負担額	180円	180円	180円		(現行3,000円)	(現行32,940円)
	小学部	1食単価	270円	317円	335円	183回	0円	0円
		保護者負担額	270円	270円	0円		(現行4,500円)	(現行49,410円)
	中高等部	1食単価	320円	376円	397円	183回	5,400円	58,560円
		保護者負担額	320円	320円	320円		(現行5,400円)	(現行58,560円)

✓中学校については、1食当たりの単価は保護者負担据え置きですが、給食回数が増える分の負担増はあります。

本市の学校給食に係る決算及び予算の状況

学校給食に係る物資(食材料)の購入費は、保護者等から徴収する学校給食費徴収金等により賄われており、令和6年度決算では、歳入歳出が約62億4,796万円となっています。

【学校給食に係る決算及び予算の状況】

単位 円

	歳入					歳出
	学校給食費	学校給食運営 基金の取崩し	重点支援地方 交付金	一般財源※	計	学校給食物資購入費
令和6年度決算額	5,506,404,511	367,404,000	4,101,005	370,053,267	6,247,962,783	6,247,962,783

	歳入				歳出
	学校給食費	重点支援地方交 付金	一般財源※	計	学校給食物資購入費
令和7年度見込額	5,882,733,000	465,442,000	759,158,000	7,107,333,000	7,107,333,000

	歳入					歳出
	学校給食費	給食費負担軽減交 付金	重点支援地方 交付金	一般財源※	計	学校給食物資購入費
令和8年度予算額	2,360,745,000	4,082,653,000	819,916,000	2,650,000	7,265,964,000	7,265,964,000

※ 川崎市市制記念事業実施等による配当替え予算を含む。

陳情に対する本市の考え方

1 陳情事項

小・中学校・特別支援学校の給食を無償にしてください。

2 本市の考え方

本市では、学校給食に係る経費は、学校給食法等に基づき、食材料費のみを保護者負担とすることを原則的な考え方としており、経済的な理由で支払いが困難な御家庭については、生活保護制度や就学援助制度等が適切に活用されるよう、周知に努めています。

無償化については、本来、保護者負担について自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築するべきものであり、これまで様々な機会を通じて国に要望をしてきました。

令和8年度から、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」事業がスタートするにあたり、国は、今後、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることや、毎年、給食費に関する調査を実施し、適切な基準額を設定していくことなどを示しています。

本市といたしましては、保護者や自治体に負担が生じないよう、学校給食法の改正を含む完全無償化と、中学校と特別支援学校の幼稚部・中高等部も対象とした制度構築について、引き続き、国に働きかけてまいります。

令和7年度 国等への働きかけの状況

(参考)

年月	要望主体	要望内容
令和7年5月	全国市長会	学校給食の無償化に関する意見
令和7年5月	九都県市首脳会議	地方分権改革の実現に向けた要求
令和7年6月	全国市長会	重点提言
令和7年7月	指定都市教育委員会協議会	要望書
令和7年7月	神奈川県市長会	令和8年度国の施策及び予算に関する提言（春季）
令和7年8月	神奈川県市長会	令和8年度国の施策・制度・予算に関する要望
令和7年8月	県内普通交付税不交付団体	普通交付税不交付団体における財源充当に関する要請
令和7年8月	神奈川県市町村教育長連合会	令和8年度予算編成等に対する要望書
令和7年9月	全国市長会	学校給食の無償化に関する意見
令和7年11月	指定都市教育委員会協議会	令和8年度文教予算に関する重点要望
令和7年11月	指定都市市長会	学校給食費の無償化に関する指定都市市長会緊急要請
令和7年11月	指定都市市長会・中核市市長会	国の施策及び予算に関する共同提言
令和7年11月	神奈川県市長会	学校給食の無償化に関する緊急意見
令和7年11月	神奈川県市長会	令和8年度国の施策及び予算に関する提言（秋季）
令和7年11月	全国市長会	学校給食の無償化に関する緊急意見
令和7年11月	全国市長会	重点提言
令和7年12月	神奈川県市長会	学校給食費の抜本的な負担軽減の制度設計における非喫食者の対応に対する要望
令和7年12月	川崎市	給食無償化に向けた課題について市内選出国會議員へ説明
令和7年12月	県内普通交付税不交付団体	普通交付税不交付団体における学校給食費の無償化に関する緊急要請

各政令指定都市における令和8年度の対応(予定)

(参考)

【各政令指定都市の給食費の保護者負担の状況】

都市名	小学校	中学校
札幌市	なし	あり(据え置き)
仙台市	なし	あり(据え置き)
さいたま市	なし	あり(据え置き)
千葉市	なし	あり(据え置き)
川崎市	なし	あり(据え置き)
横浜市	なし	あり(据え置き)
相模原市	なし	あり(据え置き)
新潟市	なし	あり(据え置き)
静岡市	なし	あり(据え置き)
浜松市	なし	あり(負担軽減※)
名古屋市	なし	あり(据え置き)

都市名	小学校	中学校
京都市	なし	あり(据え置き)
大阪市	なし	なし
堺市	なし	なし
神戸市	なし	あり(据え置き)
岡山市	なし	あり(据え置き)
広島市	なし	あり(据え置き)
北九州市	なし	あり(据え置き)
福岡市	なし	なし
熊本市	なし	あり(据え置き)

※ 浜松市 中学校は令和7年度よりも1食当たりの保護者負担額を下げる

神奈川県内における令和8年度の対応(予定)

(参考)

【県内市域の給食費の保護者負担の状況】

都市名	小学校	中学校
横須賀市	なし	あり(据え置き)
鎌倉市	なし	あり(据え置き)
三浦市	なし	あり(半額補助)
厚木市	なし	なし
大和市	あり	あり(半額補助)
海老名市	あり	あり(据え置き)
座間市	なし	あり(据え置き)
綾瀬市	なし	あり(半額補助)
平塚市	なし	あり(据え置き)
藤沢市	なし	あり(据え置き)
茅ヶ崎市	なし	あり

都市名	小学校	中学校
秦野市	なし	あり(据え置き)
伊勢原市	なし	あり(据え置き)
小田原市	なし	あり(据え置き+1/3補助)
南足柄市	なし	なし